

自転車交通違反に 「交通反則通告制度(青切符)」導入!

2026年4月1日から

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(右側通行等)	
指定場所一時不停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)	

対象 16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし

埼玉県警察/(一財)埼玉県交通教育協会 発行:2025年10月



「知らなかった」では済まされない!
しっかり学ぼう自転車交通ルール!



交通安全eラーニング



青切符の導入について

埼玉県警察ホームページ

自転車安全利用五則

**①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先**



※普通自転車とは



普通自転車※の運転者が
歩道を通行することができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や表示があるとき。
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯



④飲酒運転は禁止



⑤ヘルメットを着用